資料６－１

地域医療連携推進法人尾三会の運営状況について

１　地域医療連携推進法人について

（１）制度の概要

地域医療連携推進法人とは、地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、病院等に係る業務の連携を推進するための方針（医療連携推進方針）を定め、医療連携推進業務を行う一般社団法人を都道府県知事が認定する制度（2017(H29)年４月創設）

ア　参加法人等　非営利で病院等の運営を行う法人又は個人※

※（2024(R6)年の制度改正により参加が可能となったもの）

イ　制度改正（2024(R6)年４月１日施行）

・個人立の医療機関の参加を可能とした
・代表理事選定について、再任の場合は都道府県知事の認可を不要とした
・公認会計士等公的監査の受検について、一定基準を満たす場合は当該監査を不要とした　等

（２）認定状況

○愛知県の認定状況　１法人　（全国 55 法人 2025(R7).4.1 現在）

・名称：地域医療連携推進法人尾三会
・認定日：2017(H29).4.2 ※
・主たる事務所所在地：豊明市沓掛町田楽ケ窪１番地９８（藤田医科大学病院内）
・医療連携推進方針（資料６―２）

※業務を行う医療連携推進区域が複数の地域医療構想区域（７区域）にわたることから、2017(H29) 年３月の医療体制部会にて決議された２点の付帯事項を附して認可した。

平成２９年３月２９日愛知県医療審議会医療体制部会における
地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定の認可に対する付帯決議文

地域医療連携推進法人が業務を行う医療連携推進区域は、地域医療構想区域と整合的になるよう定めることが原則であり、２以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める場合にはその理由と必要性について十分精査することが必要であると規定されている。
今回の認定審査対象法人は愛知県下の７つの構想区域に及ぶものであるが、平成２９年３月２９日の医療体制部会での質疑応答は、この点で各委員の疑念を払拭するに至っていない。
地域医療構想の本来趣旨に基づけば、多数の構想区域にまたがって業務を行おうとする今回の認可審査対象法人の存在は、各構想区域における自主的な取り組みを阻害し、参加法人とそれ以外の機関との無用な競争を助長することが強く懸念される。
愛知県の地域医療構想達成のため、不断の努力を続けている各地域の医療関係者の努力が毀損されることがないように、万全の配慮がなされるべきである。

今回申請された地域医療連携推進法人は、以下の二点を付帯決議事項として認可するものである。

1　本法人はその参加法人と業務範囲が多数の構想区域にまたがる地域医療連携推進法人であるため、その法人の事業運営にあたっては、それぞれの構想区域の医療関係者が、地域医療達成に向けて現在すでに行いつつあり、将来行うとしている取り組み内容を十分に理解し尊重すること。
2　法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。

２　運営状況の概要（令和６年度）

（１）医療連携推進区域：名古屋市（南区、緑区、天白区）、岡崎市、半田市、豊川市、刈谷市、豊田市始め 14 市町（地域医療構想区域７区域）
（前年度と変更なし）

（２）参加法人、参加病院等：33 施設（前年度比:増減なし）

（３）地域医療連携業務に係る取組状況：資料６―３
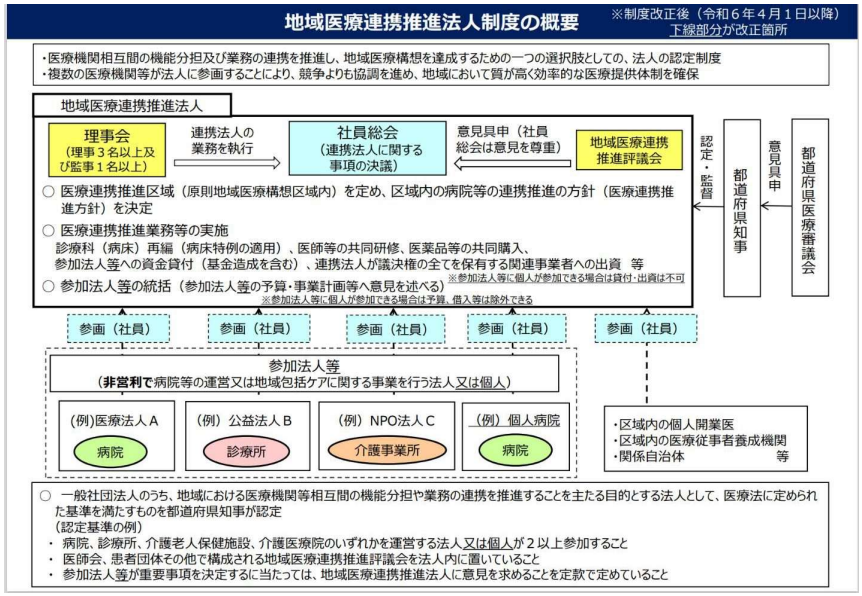
（参考）厚生労働省 WEB ページより抜粋